

証券CFD取引契約締結前交付書面

この書面には、「証券CFD取引」（以下、「本取引」といいます）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

CFDとは Contract For Difference の略称であるデリバティブ（金融派生商品）になります。本取引は、株価指数、株価指数先物（以下、「原資産」という）の価格を参照して行われる取引であり、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。

本取引は、原資産となる株式、株価指数、株価指数先物の価格を参照して当社が提示する買値、売値の価格をお客様との相対で売買する取引であり、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。本取引は証拠金取引であり、少額の証拠金を元に多額の取引が可能になるため、多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面だけでなく、取引の仕組みやリスクについて十分研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定される店頭デリバティブ取引であるCFD取引について説明します。

証券CFD取引のリスク等重要事項について

証券CFD取引について

・本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。当社がお客様に提示するCFD価格は、原資産の価格を参照して当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。

・本取引に際しては、当社が別途定める証拠金を担保として預託していただきます。

証券CFD取引のリスクについて

・本取引は、原資産の価格を参照して行う取引であるため、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

・株式CFD取引において、株式CFD取引時間終了時点で建玉を保有していた場合、金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に翌週適用分を更新します。金利情勢の変化等により、金利調整額は変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

・株式CFD取引において、原資産となる株式における配当金権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、配当金調整額が建玉に発生します。買建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、売建玉を保有している場合は配当金調整額を支払います。

・株価指数先物CFDについては、銘柄ごとに決済期限が決められています。お客様が建玉を保有し、反対売買により建玉を取引最終日までに決済されなかった場合、当該建玉は取引最終日の翌営業日に最終清算価格で自動的に決済されます。

・株式CFDについては、原資産にコーポレートアクション等が発生した場合は、決済期日を定めた上、新規取引を停止する場合があります。お客様が建玉を保有し、反対売買により建玉を決済期日までに決済されなかった場合、当該建玉は当社の任意で決済されます。

・本取引は、インターネットを利用した電子取引となるため、当社、当社のカバー取引の委託先、当社のシステム委託先、または通信回線業者等が所有する通信回線またはシステム機器に障害が発生した場合は、ご注文・約定、または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。

・損失を限定させる目的で行われる逆指値注文は、基準となる逆指値に達した場合に成行発注されるものであり、相場の急激な変動等によりお客様のご指定された発注価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。

・お客様の決済による未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、「証券CFD取引ルール」に定める条件（以下、「ロスカット条件」といいます。）が成就したときは、ロスカットの対象となる建玉に対する他の注文がキャンセルされ、対象建玉の反対売買がお客様に事前に通知することなくお客様の計算において当社の任意において行われます（以下、このルールを「ロスカットルール」といいます。）。通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害等の理由により、証拠金の差入れまたは建玉の決済が間に合わず、ロスカット条件が成就しロスカットルールが執行されることがあります。また、市場環境によっては、ロスカット価格がロスカット基準適用時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。

・売値（B I D）と買値（A S K）との間にスプレッドがあり、相場状況の急変により、B I D価格とA S K価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

・原資産市場の流動性が低下している等の理由により、カバー取引が困難であると当社が判断した場合は当社は約定がつかない価格を参考価格として提示します。当社が参考価格の提示をしている場合、新規、決済に関わらず成行注文は発注できず、指値注文の価格と参考価格が対当しても、約定は成立しません。また、参考価格が提示されている間は、各種条件付注文は発動されず、ロスカットも行われません。参考価格の提示がされる場合は具体的に(a)株式CFDにおいては特別気配の場合、(b)株式CFDにおいては特別気配を伴わないストップ高/安の場合、(c)カバー先取引所の取引停止措置が行われた場合(d)流動性が低下している場合、(e)取引所のシステム障害の場合、(f)株式CFDにおいては原資産の上場廃止、株式分割、株式併合、経営統合などが発表された場合など、(g)その他、当社のカバー取引が困難であると当社が判断した場合が該当します。

・取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

・本取引は、日本の法令規則以外にも海外の法令規則に影響を受ける場合があります。将来の国内外の法令規則の変更によっては、お客様のCFD取引に影響を及ぼす可能性があります。

・取引手数料は0円です。

・当社は、随時任意に特定銘柄、またはすべてのCFDについて、取扱いの変更またはサービスの提供の終了を決定する必要があります。取扱い・サービス提供を終了した場合、お客様の保有ポジションは、当社が決定する取扱い・サービス終了日に反対売買により決済いたします。

・お客様から預託を受けた証拠金は、当社が保有する日証金信託銀行の口座で当社の自己資金とは分別して管理しております。

・当社及びお客様資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が発生する可能性があります。

カバー取引について

・当社の株価指数先物CFDのカバー取引は下記の外国金融商品市場において行います。

商号又は名称：シンガポール取引所（Singapore Exchange）

監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局（MAS）

商号又は名称：シカゴ・マーカンタイル取引所
（Chicago Mercantile Exchange）

監督を受けている当局の名称：米国 商品先物取引委員会（CFTC）

商号又は名称：香港証券取引所（Hong Kong Exchanges and Clearing）

監督を受けている当局の名称：香港 証券・先物取引監察委員会（SFC）

商号又は名称：ロンドン国際金融先物取引所

（London International Financial Futures and Options Exchange）

監督を受けている当局の名称：英国 金融サービス機構（FSA）

商号又は名称：ドイツ取引所・Eurex（ユーレックス）

監督を受けている当局の名称：ドイツ 連邦金融監督庁（BaFin）

・ 当社の株式CFDのカバー取引は下記の金融商品市場において行います。

商号又は名称：東京証券取引所

監督を受けている当局の名称：金融庁

商号又は名称：大阪証券取引所

監督を受けている当局の名称：金融庁

証券CFD取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・ 本取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

証券CFD取引の仕組みについて

当社による証券CFD取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び規則を遵守して行います。

1. 証券CFD取引の概要

(1) 取扱銘柄

当社では、株価指数先物CFD、株式CFDを取扱います。

(a) 株価指数先物CFD

- ・ 株価指数先物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の10%に相当する円価格です。
- ・ 株価指数先物CFD価格は対象となる原資産の株価指数先物の市場価格に連動します。
- ・ 金利調整額の受払は発生しません。
- ・ 直近2限月が常時お取引できます。ただし、期近限月の取引が終了してから翌営業日までは1限月のみとなります。
- ・ 決済期限は、原資産市場の取引最終日に準じます。取引最終日までに建玉を決済されない場合は、翌営業日に最終清算価格で強制決済されます。

(b) 株式CFD

- ・ 株式CFDに必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の20%に相当する円価格です。
- ・ 株式CFDの取引価格は対象となる原資産の株価に連動します。
- ・ ポジションを保持し、取引終了時刻を迎えると、金利調整額の受払が発生します。
- ・ 決済期限はありません。ロスカット及び強制決済の場合を除き、お客様の反対売買でのみ建玉の決済ができます。
- ・ 株式CFD取引において、原資産となる株式における配当金権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、配当金調整額が建玉に発生します。買建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、売建玉を保有している場合は配当金調整額を支払います。

(2) スプレッド

当社が提示する価格は、売付けの価格と買付けの価格とが異なっています（この価格差を「スプレッド」といいます）。スプレッドは取引対象により異なりま

す。また、スプレッドは、市場の流動性、価格変動、取引時間により、変動します。

(3) ポジションの返済

保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの返済となります。

2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める取引証拠金の必要額（必要証拠金）以上の額を、取引証拠金として、当社に定める方法により、当社に預託していただきます。また、証券CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。

(2) 必要証拠金

必要証拠金とは、新規建てを行う場合に必要となる証拠金のことをいいます。

当社の証券CFD取引では、口座全体で証拠金維持率計算は行われず、新規建玉ごとに必要証拠金が設定される証拠金管理制度を採用しています。

必要証拠金の算出方法は以下のようになります。

建玉ごとの必要証拠金 = 約定価格 × 取引単位 × 取引数量 × 証拠金率

(3) 証拠金の追加差入れ

個別の建玉ごとにあらかじめ設定された必要証拠金に加え、取引余力から現金を建玉ごとに任意証拠金として振り替えることで、建玉ごとのレバレッジおよびロスカットレートを細かく調整することができます。

(4) 金銭の引き出し

受入証拠金から必要証拠金および評価損を控除した金額の範囲内で証拠金を引き出すことができます。

出金（振替可能額）＝受入証拠金－必要証拠金－評価損（評価益は加算されません）

※ 1円未満の証拠金の引き出しはできません。

(5) 証拠金の種類

当社の証券CFD取引で取扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。株式等、有価証券で代用することはできません。

(6) ロスカットの取扱い

ロスカットとは、建玉の評価損の拡大を防ぐために、お客様の建玉を自動で決済する機能です。当社では、建玉ごとに新規約定時点で自動的にロスカットレートを設定するセーフティバルブシステム(S.V.S)を導入しております。ロスカット発動時には、対象となる建玉に対する他の注文がキャンセルされ、対象建玉のみ反対売買されます。セーフティバルブシステム(S.V.S)では、建玉ごとにあらかじめ「ロスカット幅」が決定されており、買玉ならば建値に「ロスカット幅」を減算、売玉ならば建値に「ロスカット幅」を加算することで、新規約定時点で自動的にロスカットレートが設定されます。そのため、証拠金維持率に基づいてロスカットは発動せず、建玉ごとに割り当てられたロスカットレートに到達するとロスカットが発動し、対象となる建玉のみ反対売買されます。

ロスカット基準の詳細に関しては、CFD取引ルールをご参照ください。

(7) 追加証拠金制度

(a) 当社は、毎営業日(祝日は除く、以下同じ) 建玉を保有している個人口座のお客様に対し取引時間終了時点での口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が必要証拠金の100%に相当する円価額を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をする必要があります。

(b) 追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までには預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

(c) (b)の日時までには追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分（以下、これを「強制決済」といいます。）し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとし、

※強制決済は対象となるお客様に対し順次決済注文を執行するため、(b)の日時における約定を保証できるものではなく、強制決済完了までに相当時間要する場合がございます。そのため、原資産市場の相場の変動によっては上記時点よりも損失が拡大する場合がございます。

(d)お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。

(e)原資産市場の取引終了時間が通常とは異なる日等には、上記と異なる追証期限を定めることがあります。その場合は事前にご案内いたします。

(8) 証拠金の返還

お客様の証拠金が、当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客様は、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返還を当社に請求することができます。

(9) 金利調整額

株式CFD取引において、株式CFD取引時間終了時点で建玉を保有していた場合、金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に翌週適用分を更新します。

※金利情勢の変化等により、金利調整額は変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

※株価指数先物CFDでは、金利調整額の受払いは発生しません。

(10) 配当金調整額

株式CFD取引において、原資産となる株式における配当金権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、配当金調整額が建玉に発生します。買建玉を保有している場合は配当金調整額を受取り、売建玉を保有している場合は配当金調整額を支払います。

※株価指数先物CFDでは、配当金調整額の受払いは発生致しません。

3. 返済に伴う金銭の授受

(1) 返済について

(a) 反対売買による決済

保有している建玉をお客様の注文により決済していただく方法です。

(b) 最終清算による決済

株価指数先物CFDについては、銘柄ごとに決済期限が決められています。お客様が建玉を保有し、反対売買により建玉を取引最終日までに決済されなかった場合、当該建玉は取引最終日の翌営業日に最終清算価格で自動的に決済されます。

(c) ロスカット決済

当社のロスカットルールに基づき、建玉ごとに設定されたロスカットレートにCFD価格が到達した時点で自動的に反対売買されます。

(2) 決済代金について

決済損益は、決済方法の違いにより、次のように計算されます。

決済方法	売買	決済損益
反対売買	買建	(反対売買時の約定価格－買建値) × 取引数量
	売建	(売建値－反対売買時の約定価格) × 取引数量
最終清算	買建	(最終清算価格－買建値) × 取引数量
	売建	(売建値－最終清算価格) × 取引数量
ロスカット 決済	買建	(ロスカット決済価格－買建値) × 取引数量
	売建	(売建値＋ロスカット決済価格) × 取引数量

4. 取引に基づき発生する債務の履行方法

お客様が、証券CFD取引により基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。

5. 取引証拠金の預託及び返済の方法

証券CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。また、代用有価証券による取引証拠金の充当はできません。

6. 税金

証券CFD取引における税金は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

証券CFD取引の手続について

お客様が、当社で証券CFD取引（店頭デリバティブ取引）を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。

1. 口座開設

（1）本書面の交付

証券CFD取引口座の開設を申し込まれる前に、事前に本書面を熟読し、CFD取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、申し込みと合わせて、本書面を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差し入れをお願いしております（本書面の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。事前に電子交付等への承諾をお願いします。）

（2）証券CFD取引口座の開設

証券CFD取引口座の開始にあたっては、当社の本取引の仕組み、本取引のリスク及び当社の本取引の特徴について理解し、本約款、CFD取引説明書(契約締結前交付書面)、及び当社の「証券CFD取引ルール」(以下「取引ルール」)の内容にご同意・ご承諾いただいた上で、証券CFD取引口座の開設をお申込みください。当社では、口座開設審査基準を設け、資産・投資経験・その他の事項を考慮し、口座開設手続を行います。

2. 注文の方法

お客様は、当社会員ページよりインターネット経由で、証券CFD取引に係る取引注文を行うことができます。電話等それ以外の手段による注文の受託は、システム障害時を含めて一切行いませんのでご了承ください。

3. 注文の指示事項

お客様は、当社に証券CFD取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。

- ・ 銘柄
- ・ 売付または買付の別
- ・ 取引数量
- ・ 注文の種類
- ・ 有効期限

（その他お客様の指示によることとされている事項）

4. 証拠金の差し入れ

お客様は、証券CFD取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う

必要があります。

5. 反対売買によるポジションの返済

保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有ポジションから減少します。

6. 取引成立の報告

お客様の証券CFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。

7. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。

8. その他

当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社コールセンターまでご照会ください。

証券CFD取引の仕組み、取引手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

当社の概要について

商号等	GMOクリック証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号
本店所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-10-8
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成17年10月
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	<GMOクリック証券コールセンター> 0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190）

証券CFD取引に関する主要な用語

用語	用語解説
相対取引	取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対で値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法。
アスク (ASK)	お客様が買うことのできる値段。
イフダン (IFD)	新規注文と決済注文を同時に出すことができ、新規注文が約定後に決済注文が自動的に発注される注文方法。
イフダン・オーシーオー (IFD-OCO)	イフダン注文とオーシーオー注文の両機能を統合したものの。新規注文が約定した場合の決済注文をあらかじめOCO注文で設定することができる便利な注文方法。
受渡し	証券CFD取引は、建玉を反対売買し差金決済をします。当社では、差金決済によるお客様との資金の授受を受渡しといたします。
オーシーオー (OCO)	2つの注文を同時に出して、一方が約定したらもう一方が自動的にキャンセルされる注文方法。
オー・ティー・シー (OTC: Over The Counter)	相対取引のこと。取引所を介さない取引全般をOTCといっています。
逆指値注文	お客様があらかじめ価格を指定し、現在値がその価格に到達すれば注文が約定する注文方法です。相場の急激な変動等によりお客様のご指定された発注価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。
限月取引	取引期間に期限がある取引。
原資産	デリバティブ取引の対象となる資産のこと。
原資産市場	原資産が取引されている取引所市場。
最終清算価格	株価指数先物CFD取引の最終決済を行うための価格(＝清算指数)のことをいう。満期日前に反対売買による決済を行わない時の、清算価格として使用される。
差金決済	現物の受渡しを伴わない、反対売買をもって差金の授受をする決済。
指値注文	売買価格を明示して注文する注文方法。
証拠金	取引の契約義務の履行を確保するために、担保として預託する保証金。
スプレッド	レートを提示するBIDと、ASKの差のこと。

建玉	証券CFD取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
ツー・ウェイ・プライス	売値（BID）と買値（ASK）の両方を同時に提示すること。
デリバティブ取引	原資産の相場を指標化して将来的にその価値の損益を交換する取引。
トレーリングストップ	現在値に追隨して逆指値価格をリアルタイムで更新する自動売買機能。
成行注文	売買価格を明示せずに注文する注文方法。
ビッド（BID）	お客様が売ることのできる値段。
両建て	同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。
ロスカット	損失を確定させる決済取引を行うこと。

平成 23 年 5 月 28 日

証券CFD取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注 1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。